仕　様　書

1　件名

令和８年度林道線形データの整備の推進に向けた調査委託事業

2　事業の履行期間

契約締結の日から令和９年３月12日までとする。

3　事業の目的

令和７年度林道施策の実施状況の検証及び指標設定等に向けた調査委託事業において、学識経験者等で構成された路網整備検討会を設置し、路網整備に関する今後の対応の方向性について整理し、報告書としてまとめた。その中では、林道データのデジタル化を推進し、林道に係る事務の効率化や線形等の情報共有の円滑化という論点が示されたところ。特に、様々な森林情報についてオープンデータ化が進められている中で、林道データをオープンデータ化することは効率的な木材輸送や災害時における代替路の検索等に資するものであり、検討を進めるべきとされた。

都道府県等の林道管理者における林道線形のデータ化の状況や線形データの精度は区々であるが、林道管理の人材が限られる中では、線形のデータ化や精度の向上に対応するためには、新たなデジタル技術を活用して効率的・効果的にデータ取得を進める必要がある。一方で、このような技術の導入事例は限られており、林道管理者が導入を検討するための情報が不足している状況である。

そのため、本事業では、導入されている林道線形のデータ化や精度の向上に資するデジタル技術について、事例を調査し、その効果等を整理するものとする。

4　事業の内容

（1）林道線形のデータ化や精度の向上に資する技術の導入事例の調査

林道線形のデータ化や精度の向上に資する技術について、導入している林道管理者に対して３事例程度のヒアリング調査を実施し、導入した技術の特徴や林道線形のデータ化等への活用状況や効果等について整理する。

ヒアリングにより調査する項目は次を含むものとし、調査対象の事例や調査の具体的な内容については、受託者の提案を踏まえ、林野庁担当職員と調整した上で決定するものとする。

- 林道管理者が林道線形のデータ化等に導入した技術の詳細（線形データの取得に用いる機材や取得できるデータの種類等）
- 線形データの取得を行う体制や更新頻度
- ＧＩＳや林道台帳等への反映状況
- 導入による効果（オープンデータ化や関係者との共有による木材輸送の効率化等）
- 導入に当たっての課題や留意点

（2）現地調査の実施

（1）で調査する事例について、２路線程度の林道においてＧＮＳＳ等により線形を取得し、林道管理者が整備している林道線形データと比較を行い、林道線形データの精度を確認する。調査対象や調査の具体的な内容については、受託者の提案を踏まえ、林野庁担当職員と調整した上で決定するものとする。

（3）調査結果の取りまとめ

（1）及び（2）の調査結果を取りまとめ、林道管理者がこれらの技術を導入する上で

の留意点を整理する。

5　成果物

４に掲げる事項について林野庁担当者と調整した上で事業報告書に取りまとめ、紙媒体及び電子媒体（DVD-R）を提出する。なお、電子媒体は、ウイルス対策を実施した上で、ウイルス対策に関する情報（ウイルス対策ソフト名、ウイルス定義、チェック年月日）を記載したラベルを貼付し、提出すること。

納入期限：令和９年３月10日（水）

納入場所：林野庁森林整備部整備課企画班（農林水産省別館７階ドアNo.別721）

（１）調査報告書：10部

（２）（１）の電磁記録媒体（DVD-R）：２部

6　その他

（１）受託者は、原則、提案書のとおり事業実施するものとする。

（２）令和７年度林道施策の実施状況の検証及び指標設定等に向けた調査委託事業の報告書等は以下のウェブサイトで閲覧することができる。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/seibi/sagyoudo/romou.html

（３）本業務の目的を達成するため、委託者は、業務状況・進行状況に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はこの指示に従うものとする。なお、受託者は、委託者と本業務の円滑な進捗及び成果物の質の向上を図るため、打合せを初回、中間、完了時以外にも必要に応じて実施する。

（４）本調査については、農林水産省が路網整備に関する情報として以下のウェブサイトで公開している資料を十分理解した上で実施するものとする。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/seibi/sagyoudo/romousuisin.html

（５）受託者は、本業務の遂行に当たり知り得た事項について、契約期間に関わらず外部に漏らしてはならない。なお、本業務の遂行を支援した学識経験者の所属する研究機関が本業務の成果を学会発表や学術論文等において公表したい場合は、事前に委託者と協議を行う。

（６）本業務の受託者は、成果物等について、納入期日までに委託者に内容の説明を実施して検収を受ける。検収の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について委託者に説明を行った上で、指定された日時までに再度納入する。

（７）本業務における成果物等の原著作権者及び二次的著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は、受託者が本業務の実施の従前から権利を保有していたなどの明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て委託者に帰属する。

委託者は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるとともに、任意に開示できるものとする。

本業務に関する権利（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）及び成果物の所有権は、委託者から受託者に対価が完済されたとき受託者から委託者に移転するものとする。

納入される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行う。この場合、本業務の受託者は、当該既存著作物の内容について事前に委託者の承認を得ることとし、委託者は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。

受託者は委託者に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。

（８）本業務における人件費の算定に当たっては、別添「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に従って行うものとする。なお、委託者は受託者から提出された人件費の算定について確認するため、原則として人件費単価表（受託者が組織として人件費単価を定めている場合）又は実際に従事する（した）者の給与明細等を確認する。

（９）受託者は、委託事業の実施に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、事業の最終報告時に別紙様式を用いて、以下の取組に努めたことを、環境負荷低減のみどりチェック実施状況報告書として提出すること。なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～カの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

ア　環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。
イ　エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。
ウ　臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。
エ　廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。
オ　工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。
カ　みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

(10) この仕様書に定めなき事項又は本業務の実施に当たり生じた疑義については、必要に応じ委託者と受託者が協議を行うものとする。

(11) 本業務の実施に伴い収集した調査データ等については、データの集計等に利用可能なデータ形式（Microsoft Excel、Word、PowerPoint等）により、電子媒体（DVD-R）にて提出する。なお、納入場所及びウイルス対策については、５の成果物の提出と同様とする。

(12) 受託者は、本業務の実施に当たって、再委託を行う場合は、支出負担行為担当官林野庁長官の承認を得るものとする。

7　参考となる情報

・路網整備検討会資料等（林野庁ウェブサイト）
https://www.rinya.maff.go.jp/j/seibi/sagyoudo/kentokai.html

【別紙】

様式

みどりチェック実施状況報告書

事業名	
事業者名	
担当者・連絡先	

以下のア～カの取組について、実施状況を報告します。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・対象となる物品の輸送に当たり、燃料消費を少なくするよう検討する（もしくはそのような工夫を行っている配送業者と連携する）。	□	□
・対象となる物品の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施している。	□	□
・農林水産物や加工食品を使用する場合には、農薬等を適正に使用して（農薬の使用基準等を遵守して）作られたものを調達することに努めている。	□	□
・事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用可能なものを調達することに努めている。	□	□
・その他（　　）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由

（　　）

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に消費する電気・ガス・ガソリン等のエネルギーについて、帳簿への記載や伝票の保存等により、使用量・使用料金の記録に努めている。	□	□
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、不要な照明の消灯やエンジン停止に努めている。	□	□
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、基準となる室温を決めたり、必要以上の冷暖房、保温を行わない等、適切な温度管理に努めている。	□	□
・事業実施時に使用する車両・機械等が効果的に機能を発揮できるよう、定期的な点検や破損があった場合は補修等に努めている。	□	□
・夏期のクールビズや冬期のウォームビズの実施に努めている。	□	□
・その他（　　）	／	／

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由

（　　）

ウ　臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・臭気が発生する可能性がある機械・設備（食品残さの処理や堆肥製造等）を使用する場合、周辺環境に影響を与えないよう定期的に点検を行う。	□	□
・臭気や害虫発生の原因となる生ごみの削減や、適切な廃棄などに努めている。	□	□
・食品保管を行う等の場合、清潔な環境を維持するため、定期的に清掃を行うことに努めている。	□	□
・その他（　　）	／	／

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由

（　　）

エ　廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に使用する資材について、プラスチック資材から紙などの環境負荷が少ない資材に変更することを検討する。	□	□
・資源のリサイクルに努めている（リサイクル事業者に委託することも可）。	□	□
・事業実施時に使用するプラスチック資材を処分する場合に法令に従って適切に実施している。	□	□
・その他（　　）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由
（　　）

オ　工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・近隣の生物種に影響を与えるような、水質汚濁が発生しないよう努めている。	□	□
・近隣の生物種に影響を与えるような、大気汚染が発生しないよう努めている。	□	□
・施工にあたり使用する機械や車両について、排気ガスの規制に関連する法令等に適合したものを使用する。	□	□
・その他（　　）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由
（　　）

カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・「環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）チェックシート解説書 －民間事業者・自治体等編－」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。	□	□
・事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。	□	□
・従業員等向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。	□	□
・作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニュアル等に整理する。また、定期的な研修などを実施するように努めている。	□	□
・資機材や作業機械・設備が異常な動作などを起こさないよう、定期的な点検や補修などに努めている。	□	□
・作業現場における作業空間内の工具や資材の整理などを行い、安全に作業を行えるスペースを確保する。	□	□
・労災保険等の補償措置を備えるよう努めている。	□	□
・その他（　　）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由

（　　）